

【別紙 2】愛称命名と標示の条件

施設名	歩道橋
所在地	別紙 1 「募集対象施設一覧」のとおり
愛称の 標示場所	<ul style="list-style-type: none"> ・愛称標示の位置は、歩道橋の桁面とし、一面当たり 5 m²以内とする。(両面に標示する場合は、それぞれ 5 m²以内) ※標示箇所は最大 2 面とし、歩道橋の構造・形状上、3 面以上標示できる場合は任意の 2 面に標示できるものとする。 ※歩道橋の構造・形状や信号機・道路標識等の設置位置等により、標示可能な位置が限られる場合がある。 ※既設の信号・標識等から 50cm 以上間隔を空けること。(愛称の標示に伴う信号機・標識等の移動は不可)
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、歩道橋は現状有姿で、標示可能な範囲に名称を標示することとし、面積を確保できない場合もあるため、応募にあたっては、必ず現地確認を行ったうえで応募すること。(既存の信号機、案内標識等の移設等を行わない。) ・愛称には、「歩道橋」または「ブリッジ」の文字を含むこと。 (日本語または英語のアルファベット表記に限る) ・愛称には会社名・商号・商品名・ロゴマークを標示することができる。 (矢印・距離等の交通案内、交通標識等と誤認させるようなデザインは標示できない。) ・愛称のデザイン及び表記は、愛称の一部を過度に強調ないし視認性を低下させるものや、全体としての視認性を低下させるものでないこと。 ・標示する文字 (ロゴマークを含む) の配置や書体等については、歩道橋全体のバランスを損なわないものとし、1 文字あたりの大きさは最大で 30cm 角までとし、1 行で標示すること。 ・文字 (ロゴマークを含む) の色は、鮮やかすぎない落ち着いた色の単色とし、蛍光色、反射性のある色、信号や道路標識等との誤認の危険性のある色等は使用できない。 ・愛称は文字 (ロゴマークを含む) の標示のみとし、文字背景への着色は認められない。 ・提案された愛称 (ロゴマークの形状、文字フォント、文字色等を含む) は、屋外広告物条例や交通管理者との協議により、デザインの変更を求める場合がある。 ・地域住民や道路利用者の混乱を防止するため、原則として決定した愛称を契約期間中に変更することはできない。 ・歩道橋への愛称標示及び消去は、スポンサーが道路法第 24 条の承認及び道路交通法第 77 条の許可を受けて施工すること。(当該費用はスポンサーの負担とする。)

- ・消去時に歩道橋の塗装が剥離した場合及び歩道橋に文字跡が残った場合の再塗装もスポンサーが費用負担し、実施すること。
- ・地点名等の既存の標示について、移設等を希望する場合は、道路管理者と協議すること。
- ・募集対象としている施設について、道路管理者は通常の水準の管理を行い、募集・応募に伴う特別な整備等を行わない。(このため、応募者は、事前に対象施設の現況を確認し、現況の状態のまま愛称標示を行うことを了解した上で応募すること。)
- ・募集対象としている施設において、施設の維持管理の観点から必要な整備等をスポンサーの了解を得ずに道路管理者の判断で行う場合もある。なお、整備等を原因としてやむを得ず愛称標示が妨げられた期間が発生した場合であっても、これを理由としてネーミングライセンス料の減額及び返還は行わない。
- ・募集対象としている施設について、施設そのものが廃止された場合や、施設の管理者が千葉県でなくなった場合には、ネーミングライセンス事業契約は自動的に解除される。この場合において納付された契約金額については、月割計算により契約解除の原因発生日が属する月の翌月以降の分をスポンサーに返還する。
- ・本書及び契約書に定めのない事項については、県（総務部資産経営課及び道路管理者）とスポンサーが協議して定めるものとする。
- ・本条件は、「本書及び契約書に定めがない事項についてスポンサーから提案された場合、道路管理者側が拒否できない」という趣旨ではないため、応募者はこれを了解した上で応募すること。